

令和2年度（2020年度） 国民健康保険事業特別会計決算について

豊中市国民健康保険運営協議会
令和3年(2021年)11月24日

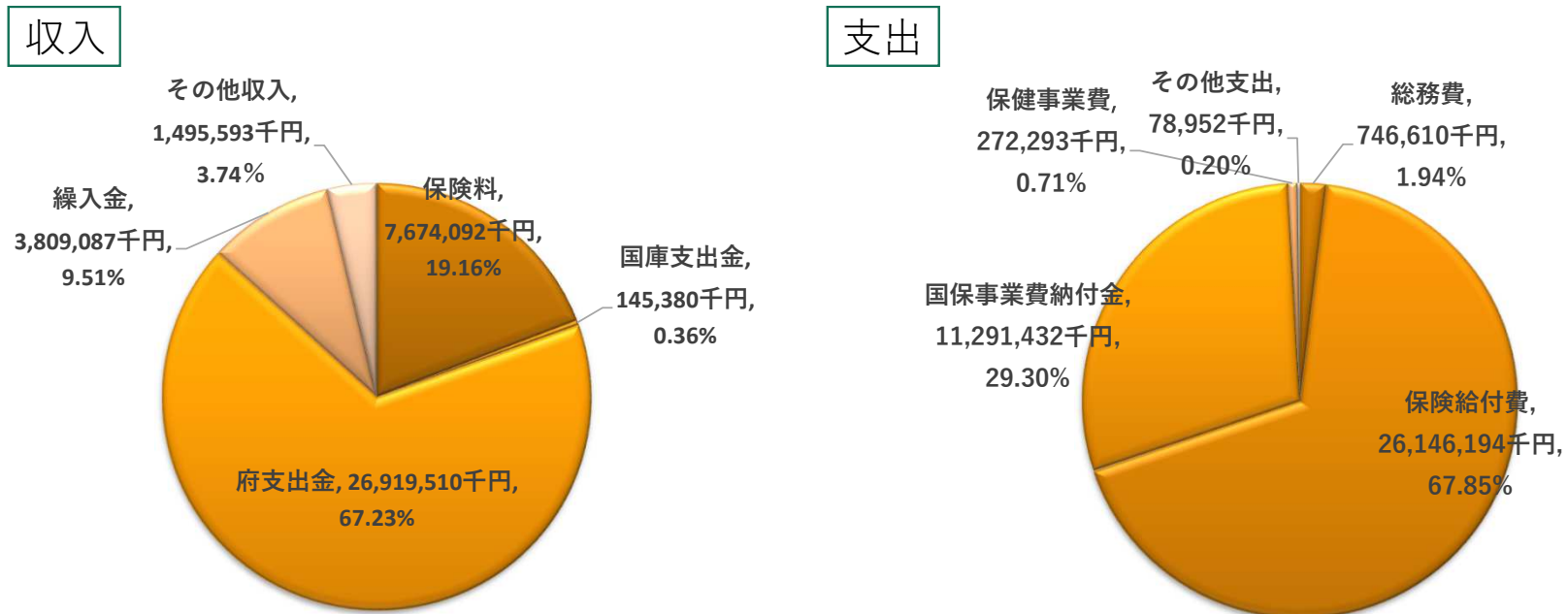
1. 収支について(1)

歳入総額	40,043,662千円
歳出総額	38,535,481千円
収支差引額	1,508,181千円
前年度収支差引額	1,441,833千円
単年度収支差引額	66,348千円

- ・ 収支は約15億1千万円の黒字
- ・ 昨年度からの繰越金が約14億4千万円のため、単年度収支は約7千万円の黒字

歳入	予算現額	決算額	差引増減	歳出	予算現額	決算額	不用額	執行率
保険料	7,351,676	7,674,092	322,416	総務費	807,531	746,610	60,921	92.46%
国庫支出金	0	145,380	145,380	保険給付費	27,394,918	26,146,194	1,248,724	95.44%
府支出金	28,377,780	26,919,510	▲ 1,458,270	国保事業費納付金	11,291,441	11,291,432	9	100.00%
一般会計繰入金	3,956,770	3,809,087	▲ 147,683	保健事業費	397,272	272,293	124,979	68.54%
繰越金	337,958	1,441,833	1,103,875	その他支出	157,451	78,952	78,499	50.14%
その他収入	24,429	53,760	29,331					
合計	40,048,613	40,043,662	▲ 4,951	合計	40,048,613	38,535,481	1,513,132	96.22%

1. 収支について(2)

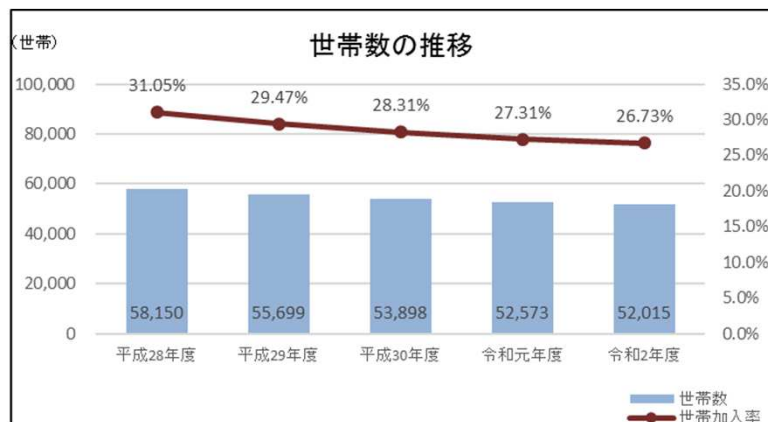


- ・ 保険料収入を一般会計からの繰入金の一部と合わせ、国保事業費納付金として府に納付している。
- ・ 支出の約**68%**を占める保険給付費は、府支出金で賄われている。

2. 国保世帯数及び被保険者数の状況

(4月から3月の平均)

	世帯数	人数
国保被保険者	52,015世帯	78,172人
全市	194,567世帯	409,218人
加入割合	26.73%	19.10%
前期高齢者（65～74歳）	-	32,539人
前期高齢者率	-	41.62%



- ・世帯数、被保険者数ともに減少傾向が続いている。
- ・前期高齢者の割合は、全被保険者の4割を占める。

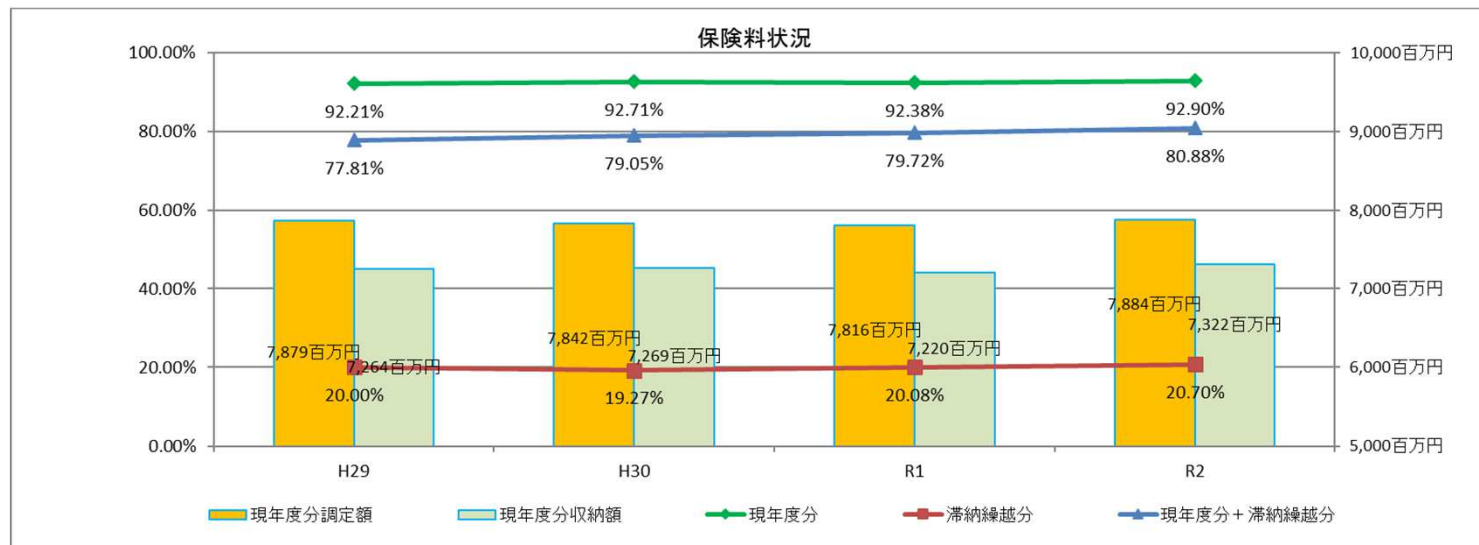
3. 所得の状況

	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		前年度増減		前年度増減		前年度増減
所得総額	73,127百万円	▲3.37%	85,842百万円	17.39%	72,229百万円	▲15.86%
世帯当り	1,357千円	▲0.14%	1,633千円	20.35%	1,389千円	▲14.96%
所得割基礎額 (限度超除 く)	44,850百万円 <small>*医療分のみ</small>	▲0.83%	43,944百万円 <small>*医療分のみ</small>	▲2.02%	44,372百万円 <small>*医療分のみ</small>	0.97%
世帯当り	832千円	2.49%	836千円	0.45%	853千円	2.03%

- ・ 所得総額は72,229百万円で世帯当りは1,389千円
- ・ 令和元年度の特殊事情を除くと世帯当たりは微増している
- ・ 限度額超過分を除いた所得は44,372百万円で世帯当りは853千円
- ・ 限度額超除く、所得割基礎額は微増

4. 保険料の状況

	保険料調定額	(居所不明分)	保険料収納額	収納率	1世帯あたり 保険料	1人あたり 保険料
現年度分	7,883,880,209円	(2,400,904円)	7,322,275,086円	92.90%	151,569円	100,853円
滞納繰越分	1,574,010,375円	(0円)	325,742,194円	20.70%	—	—
合計	9,457,890,584円	(2,400,904円)	7,648,017,280円	80.88%	—	—



- ・ 収納率は増加傾向。現年度分収納率は92.90%で昨年度より0.52ポイント向上。
- ・ 滞納繰越分収納率は20.70%で昨年度より0.62ポイント向上。

5. 滞納処分等の状況

(1) 短期被保険者証交付対象者世帯数(各年度11月1日現在)

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	前年度増減		前年度増減	
	継続・新規計	1,904世帯	158.70%	1,784世帯

(2) 資格証明書交付対象世帯(各年度11月1日現在)

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	前年度増減		前年度増減	
	継続	23世帯	43.75%	101世帯
新規	176世帯	309.30%	276世帯	56.82%
計	199世帯	237.29%	377世帯	89.45%

※システム変更に伴い、令和元年度から継続・新規別は合算にて集計

(3) 差押え、交付要求状況

	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	前年度増減		前年度増減	
	差押え	417件	21.22%	295件
	130,547,289円	2.62%	105,171,433円	▲19.44%
交付要求	65件	▲21.69%	75件	15.38%
	23,941,571円	▲20.85%	38,334,835円	60.12%
計	482件	12.88%	370件	▲23.24%
	154,488,860円	▲1.89%	143,506,268円	▲7.11%

- ・短期被保険者証交付対象者世帯は**1,784**世帯、資格証明書交付対象世帯は**377**世帯
- ・差押えは**295**件、約**1億5百万**円、交付要求は**75**件、約**3,800**万円

6. 医療費の状況

全被保険者分（3月診療から2月診療分） 被保険者数 78,298人 前年度増減 ▲2.41% *（ ）は1人当たり額

療養給付費		療養費		療養諸費 (療養給付費+療養費)		高額療養費	
	前年度増減		前年度増減		前年度増減		前年度増減
22,099,401千円	▲4.96%	400,522千円	▲12.68%	22,499,923千円	▲5.11%	3,350,255千円	▲1.91%
(282,247円)	(▲2.62%)	(5,115円)	(▲10.53%)	(287,363円)	(▲2.77%)	(42,789円)	(0.51%)

保険給付費（療養諸費）の推移



- ・ 保険給付費(療養諸費)総額は被保険者数の減により減少傾向
- ・ 一人当たりの保険給付費は、令和元年度まで増加傾向であるが、令和2年度は減少に転じた。原因として新型コロナウイルス感染拡大に伴う受診控えや、マスク着用、手洗い・うがいの励行などの徹底によるコロナ以外の呼吸器系の疾患を中心とする疾病が減少したことなどによるものと考えられる

7. 第3期豊中市特定健康診査等実施計画に基づく事業

(1) 特定健康診査事業（平成20年度から）

	令和元年度		令和2年度	
	(2019年度)		(2020年度)	
		前年度増減		前年度増減
受診券発行数	61,808人	▲ 3.66%	59,958人	▲ 2.99%
受診者数	15,882人	▲ 7.88%	13,093人	▲ 17.56%
受診率(決算)	25.7%	▲ 1.2ポイント	21.8%	▲ 3.9ポイント
目標	40%	-	45%	-
法定報告	27.8%	▲ 1ポイント	23.7%	▲ 4.1ポイント
府内平均	30.1%	▲ 0.7ポイント	-	-
全国平均	38.0%	0.1ポイント	-	-

- ・特定健診対象者：4月1日時点で豊中市国民健康保険加入者のうち40～74歳の人（妊産婦、長期入院、介護保険法等で規定される介護保険施設入所者等を除く）。
- ・窓口負担：平成30年度から、特定健診にかかる一部負担金を無料化。

(2) 特定保健指導事業（平成20年度から）

	令和元年度		令和2年度	
	(2019年度)		(2020年度)	
		前年度増減		前年度増減
利用券発行数	1,776人	5.90%	1,223人	▲ 31.14%
実施者数	357人	▲ 4.29%	239人	▲ 33.05%
利用率	20.1%	▲ 2.1ポイント	19.5%	▲ 0.6ポイント
目標	30%	-	35%	-
法定報告	25.8%	2.7ポイント	17.4%	▲ 8.4ポイント
府内平均	19.1%	0.6ポイント	-	-
全国平均	29.3%	0.4ポイント	-	-

- ・特定保健指導対象者：特定健診の腹囲や血液検査の結果から以下の2種類に階層化される。●動機付け支援：特定健診の結果、メタボリックシンドロームの予備群で生活習慣病発症リスクが出始めている人 ●積極的支援：メタボリックシンドロームに該当し、より生活習慣病発症リスクが高い人
- ・実施方法：平成29年度から委託実施。委託先は、特定保健指導取扱い医療機関及び民間委託機関。

- ・特定健診受診率は21.8%で前年度比3.9ポイント低下
- ・特定保健指導実施率は19.5%で前年度比0.6ポイント低下
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により受診者数・実施者数が減少

8.第2期豊中市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく事業

(1) 健診異常値放置者受診勧奨事業 (平成27年度から)

特定健康診査の結果、医療機関の受診が必要となったにも関わらず未受診の人に対して受診を勧奨することにより、重症化を予防する

	令和元年度	令和2年度
	(2019年度)	(2020年度)
勧奨対象者数	582人	506人
受診者数	87人	60人
対象者受診率	14.95%	11.86%

- ・対象者受診率が3.09ポイント低下

(3) 受診行動適正化指導事業 (平成28年度から)

重複受診者、重複服薬者に対して正しい受診行動に導く指導を行うことにより、健康状態への悪影響を取り除き、医療費の適正化につなげる

	令和元年度	令和2年度
	(2019年度)	(2020年度)
指導対象者数	97人	87人
指導実施数	12人	3人
指導実施率	12.37%	3.45%
受診行動適正化数	7人	2人
適正化率	58.33%	66.67%

- ・指導実施率は8.92ポイント低下

(2) 糖尿病性腎症重症化予防事業 (平成28年度から)

糖尿病性腎症を有する人に対して指導を行うことにより、腎不全とならないよう病期の進行を抑制する

	令和元年度	令和2年度
	(2019年度)	(2020年度)
指導対象者数	109人	1人
指導実施数	14人	1人
指導実施率	12.84%	-%

- ・医療機関訪問縮小により、指導対象者を確定できなかったが、医療機関からの紹介者に対して実施

(4) ジェネリック医薬品普及促進事業 (平成27年度から)

ジェネリック医薬品差額通知を送ることにより、ジェネリック医薬品の普及率向上を図り、医療費削減につなげる

	令和元年度	令和2年度
	(2019年度)	(2020年度)
通知件数	7,586件	7,082件
普及率(市)	71.1%	72.7%
普及率(府)	78.2%	79.8%
普及率(国)	80.4%	82.1%

- ・普及率が1.6ポイント向上したが府や国の普及率には及ばなかった

※普及率(数量ベース・新指標)：ジェネリック医薬品数量 / (ジェネリック医薬品の存在する先発医薬品の数量 + ジェネリック医薬品数量) 毎年度3月時点のもの

9. その他保健事業の状況

	令和元年度 (2019年度)			令和2年度 (2020年度)			
	件数	実績	前年度増減	件数	実績	前年度増減	
歩数計購入費助成事業	—	—	—	10件	14千円	—	・アスマイル専用歩数計購入助成事業： 健活マイレージ「アスマイル」にスマートフォンを持っていない人が参加するための専用歩数計の購入費を1/2補助 ※令和2年度から事業開始
	令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)				
	実績	前年度増減	実績	前年度増減			
はつらつ健康事業	4,460件	▲8.40%	2,528件	▲43.32%	・はつらつ健康事業： 市内の公的体育施設の使用料の半額を補助することにより、被保険者の健康の保持増進を図る		
	1,241千円	▲10.72%	675千円	▲45.61%	・人間ドック等事業： 人間ドック、脳ドックの費用を7割助成することにより、疾病予防と早期発見、早期治療を推進し、被保険者の健康の保持・増進を図る		
人間ドック等事業	3,546人	0.31%	2,785人	▲21.46%	・骨密度測定事業： 健康展開催時に、骨粗しょう症予防のための骨密度測定および保健師による生活指導を実施 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止		
	140,124千円	0.68%	108,850千円	▲22.32%			
骨密度測定事業	156人	▲6.02%	—	—			

新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比で全体的に各事業への参加者が減少している。

令和2年度(2020年度) 重点取組項目(評価) ～豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画～

資料2

1. [保険料収入の確保・収納率の向上対策]

取組事項		取組内容	評価	
		数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等
【1-1】 収納率の向上		【数値目標】★現年度分収納率:92.00%(翌年5月末まで) ★滞納繰越分収納率:20.00% 【実施内容】コールセンターの活用や納付督促、滞納整理の推進	★現年度分収納率:92.90%(前年比0.52%向上) ★滞納繰越分収納率:20.70%(前年比0.62%向上) ・累積滞納についての滞納処分等を推進した結果、現年度及び滞納繰越分はいずれも目標を達成することができました。	・引き続き、催告の工夫による納付推進、早期からの財産調査の徹底、差押などの滞納処分の早期着手などにより、さらなる収納率向上をめざします。
【1-2】 累積滞納額の削減		【数値目標】★累積滞納額:16億円 【実施内容】コールセンターの活用や納付督促、滞納整理の推進	★滞納繰越額:約15.0億円 ・対前年比では約1.3億円減少させることができました。	・引き続き、コールセンターの活用や納付督促、滞納整理の推進により累積滞納額の削減に努めます。
【1-3】 コールセンターの活用	【1-3-1】 初期滞納者への納付勧奨	【実施内容】現年度分の初期滞納者を中心に、委託事業者による納付案内の架電を実施	現年度分・納付勧奨:7,851件 接触ができたことによる効果額:206,010千円 委託効果額:206,010千円 - 委託料13,613千円 = 192,397千円	・初期滞納者に対する効率的な納付勧奨は有効と考え、引き続き実施していきます。 ・効果を維持・向上させるべく、勧奨方法の精査に努めます。
	【1-3-2】 保険料口座振替勧奨	【実施内容】初期滞納者への納付勧奨時に、口座振替の勧奨チラシを同封	口座振替勧奨チラシ同封件数:679件	引き続き、保険料口座振替勧奨を実施していきます。
【1-4】 納付督促の強化	【1-4-1】 滞納整理システムを活用した効果的な納付催告の実施	【実施内容】滞納者に対し納付や相談を促す催告書の発送	・一斉催告書年8回送付 ・年間送付件数:22,982通 ・新型コロナウイルス感染拡大のため、催告の回数・件数を抑制しました。	・滞納者への納付勧奨・接触機会の確保に寄与するため、自主納付の定着や催告効果の最大化を図っていきます。
	【1-4-2】 休日、夜間の納付相談の実施	【実施内容】開庁時間中に来庁できない者に対する特別電話相談受付の実施	・休日7回 80名相談 ・夜間5回 36名相談 ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面の相談を中止し、電話相談を推進しました。	・滞納者への納付勧奨・接触機会の確保に寄与するため、効率的・効果的な市民への周知、窓口開設のあり方を検討します。
【1-5】 滞納整理の推進	【1-5-1】 府税OB等の採用による滞納整理の強化およびOJTによる徴収職員の人材育成	【数値目標】★差押件数:400件 【実施内容】滞納額減少に至らない者に対する財産の差押の実施	★差押件数:295件 ・府税OBの指導のもと、高額滞納事案に対する差押執行等、適切な滞納整理を実施できました。	引き続き、財産調査結果に応じた適切な滞納整理を実施していきます。

取組事項		取組内容	評価	
		数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等
【1-6】 口座振替の勧奨	【1-6-1】 口座振替の勧奨	<p>【数値目標】★口座振替加入率:30%</p> <p>【実施内容】</p> <p>①国民健康保険料の振替口座登録がない世帯の内、令和2年1月以降に加入の届出をした世帯及び8月までは特別徴収(年金天引)であるが、10月から普通徴収に変更になる世帯 に対して口座振替勧奨文を送付する(1,800件程度)。</p> <p>②振替口座の登録はあるが、令和2年度7,8,9期の3期連続で、振替不能になった世帯に対し、口座振替停止通知を送付する(200件程度)。</p>	<p>★口座振替加入率:31.2%(令和元年度実績29.4%)</p> <p>①1,610件送付</p> <p>②117件送付</p> <p>・口座振替加入率の目標値を達成しました。</p>	<p>・窓口での勧奨に加えて勧奨通知も必要です。</p> <p>・引き続き、口座登録されていない納付義務者に対して勧奨文を送付します。</p>
	【1-6-2】 マルチペイメントネットワークを活用した新規加入者等への勧奨	<p>【実施内容】新規加入届時に、市役所の窓口で、キャッシュカードを使用し、口座振替の手続きが出来ることを説明し、登録を勧奨する。</p>	<p>・窓口での説明により3,144件の受付をすることができました。</p>	<p>・引き続き、窓口で加入手続きをされた方に口座振替登録の案内を行います。</p>
	【1-6-3】 新規申込キャンペーンの実施	<p>【実施内容】キャンペーン期間中に新規で振替口座を登録された対象者に対し、豊中市指定ごみ袋の進呈を行う(先着1,200件)。</p>	<p>・1,069件達成(5月末)</p> <p>・キャンペーンは窓口で声をかけるきっかけとなります。被保険者にとっても振替登録手続きのきっかけになっています。</p>	<p>・引き続き、キャンペーン期間を設け、口座振替登録の推進を図ります。</p>

2. [医療費の適正化策]

取組事項		取組内容	評価			
		数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等		
【2-1】 レセプト点検の強化	【2-1-1】 再審査申出率の向上	【数値目標】★再審査申出率:1.4%以上 【実施内容】研修等の受講による担当職員のスキルアップや再審査結果の検証に基づく情報の共有および申出の効率化	★再審査申出率:2.3% ・従来のレセプト点検に加え国保連合会にシステムチェック処理を委託することや再審査結果の教示を国保連合会で実施するなどの申出の精度向上により、再審査申出の効率化を図りました。 ・国保連合会と連携を図ることで審査内容などの情報収集に努め、効果額の向上を旨としました。	・令和3年度からレセプトの内容点検をすべて国保連合会に委託することで、審査の効率化を図ります。		
	【2-1-2】 レセプト点検研修等の受講による担当職員のスキルアップ	【実施内容】国保連合会主催の研修の受講、レセプト点検事務共助での情報収集				
	【2-1-3】 再審査結果の検証に基づく、情報の共有および申出の効率化	【実施内容】国保連合会のシステムチェックや再審査結果についての教示内容を活用した申出処理を実施し、検証まで行う。効果のあった申出等についてミーティングで情報共有を行う。				
	【2-1-4】 医療、介護レセプトの突合による点検実施	【実施内容】国保連合会に業務を委託し委託業務の点検結果を確認する。			・国保連合会に委託している点検結果を確認し、精度向上に努めました。	・引き続き、点検結果の確認を行います。
	【2-1-5】 頻回受診が疑われる柔整、あんま・マッサージ受診者への文書照会の実施	【実施内容】国保連合会の候補一覧を参考に頻回受診が疑われる対象者を抽出、被保険者あて照会文書を送付し、申請書の内容と施術内容を確認。回答内容を確認の上疑義があるものについては被保険者や施術所に電話で確認をとる。			・施術の正しいかかり方リーフレットを受診者への文書照会に同封することで適正受診を周知啓発することができました。 ・申請書内容と施術内容を確認、疑義のある申請書については、施術所に返戻を行いました。	・引き続き、保険での正しいかかり方について、被保険者への周知に努めます。
【2-2】 第三者行為に対する取組	【2-2-1】 第三者行為レセプト情報などを活用した対象者の発見	【実施内容】レセプト点検、国保連合会から提供される該当者リスト、消防局から提供される救急搬送者リストより、照会対象者を抽出	・レセプト点検・国保連合会から提供される該当者リスト・消防局から提供される救急搬送者リストにより、毎月照会対象者を抽出し、照会文書の送付を実施する事で、国保連合会への求償委託件数の向上に努めました。 ・未届者に対して電話による照会・催促を実施し、届出につなげることができました。	・引き続き、国保連合会、消防局からのリストを活用して対象者の発見に努めます。		
	【2-2-2】 未届者に対する催促の実施	【実施内容】照会回答より、第三者行為による医療機関受診を確認、未届者に対して電話による詳細確認、提出文書の発送			・引き続き、未回答者に対して電話による詳細確認、第三者対象者には届出を依頼します。	

取組事項		取組内容		評価			
		数値目標・実施内容		取組結果			
				課題及び今後の方向性等			
【2-3】 不当利得に対 する取組強化	【2-3-1】 資格喪失等に伴う被保険者 証の回収の徹底	【実施内容】資格喪失後保険証を使用して受診した被保険者 に対し、保険証返却依頼文を発送		・被保険者への啓発に努め、資格喪失後受診及び返納金の発生 を未然に防ぐことができました。		・引き続き、被保険者への啓発に努め、資格喪失後受診及び 返納金の発生を未然に防ぐよう努めます。	
	【2-3-2】 資格異動に伴う保険請求先 の変更について 医療機関への申出の徹底	【実施内容】資格喪失後受診のうち、生活保護受給開始によるも のについて、福祉事務所と連携して医療機関との調整を実施		・資格喪失後受診のうち、生活保護受給開始によるものについて、 福祉事務所と連携し未収金の抑制を図る事ができました。		・引き続き、福祉事務所と連携して事務を行い、返納金発生 の抑制に努めます。	
	【2-3-3】 コールセンターを利用した 未納者への督促	【実施内容】初期滞納者への早期納付勧奨として督促納期限後 未納の被保険者に対して返還請求の電話連絡及び保険者間調 整を案内		・初期滞納者への早期納付勧奨及び保険者間調整を活用し、収納 率の向上に努めることができました。		・引き続き、コールセンターとの連携により、未納者の早期納 付に繋げます。	
	【2-3-4】 きめ細やかな納付相談の実 施および納付誓約書の徴取	【実施内容】返還額が高額であるなど支払いが困難な者に対 して、早期から保険者間調整を案内		・返還額が高額であるなど支払いが困難な者に対して、早期に保 険者間調整を活用して収納率の向上に努めました。		・保険者間調整について、返還額が高額となる者には返還請 求と同時に案内を行っていますが、さらに協会けんぽ加入者 に対して案内ビラを封入することで、保険者間調整を推進し早 期の債権回収に努めます。	
【2-4】 インセンティブを活 用した被保険者の 健康づくり	【2-4-1】 大阪府健康づくり支援 プラットフォーム整備 等事業の活用検討	【数値目標】★市の参加登録者数:9,000人 うち国保会員:3,000人	【実施内容】 ①市独自オプションの検討及び予算化 ②広報誌・HP掲載、保険証発送時等のPRチラシの同封・通知 によるPR ③健康マイレージ事業(「アスマイル」)を活用した特定健診受診 に対するの交換ポイント付与	★市の参加登録者数:8,771人(目標達成率97.5%) うち国保会員:2,718人(目標達成率:90.6%) ・市独自オプションについては、コロナ禍の影響により実施を延期し ましたが、令和3年度の実施にむけてシステム導入やシステム改 修を実施しました。 ・大阪府が実施するキャンペーンを利用した周知や被保険者証の 更新時、特定健診未受診者勧奨時及び特定健診受診券発送時に 周知を実施しました。	・新型コロナウイルス感染症の影響で延期していた市独自オ プションを令和3年4月より本格実施します。 ・特定健診の受診率向上や健康づくりを目的とした「アスマイ ル」ですが、参加者の獲得が課題となっています。		

取組事項	取組内容		評価	
	数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等	
【2-5】 第3期特定健康診 査等実施計画 ・第2期保健事業 実施計画に基づく 取組	【2-5-1】 特定健診の受診率向上 のための取組	<p>【数値目標】★特定健診受診率:45% (独自目標=令和5年度末) ★40歳代の健診受診率:20% ★糖尿病治療中患者の受診率:30%</p> <p>【実施内容】 ①健診(継続受診)の普及・啓発:受診券の発行・結果報告書に終年データ掲載 ②受診しやすい環境づくり:土日健診やセット健診の実施 ③未受診者への勧奨:通知による勧奨・訪問による協力依頼</p>	<p>【取組結果】 ★特定健診受診率:23.7%(令和元年度27.8%) ★40歳代の健診受診率:12.4%(令和元年度14.4%) ★糖尿病治療中患者の受診率:10.1%(令和元年度13.7%) ・コロナ禍に伴う集団健診の縮小実施や、市民の受診控えなどにより受診率は低下しています。 ・若年層対策として、大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業である「アスマイル」への独自オプション項目を予定しましたが、コロナ禍により延期しました。 ・医療機関へ糖尿病治療中の方の、健診受診勧奨を協力依頼しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から健診の完全個別化を実施することにより、かかりつけ医の獲得や、健診の結果、治療が必要となる場合に円滑に医療へつなげていきます。 ・完全個別化にあたっては集団健診の利用者が未受診とならないように対象者の受診状況を確認し、必要な場合は受診勧奨を実施します。 ・令和3年度から完全個別化・無料化する市のがん検診との同時受診を推進することにより受診率の向上をめざします。 ・コロナワクチン接種の時期と調整しながら受診勧奨をすすめます。
	【2-5-2】 特定保健指導の実施率 向上のための取組	<p>【数値目標】★特定保健指導実施率:35% ★メタボリックシンドローム該当者の減少率:22%</p> <p>【実施内容】 ①特定保健指導対象者に利用案内を発送 ②特定保健指導登録医療機関による保健指導の実施 ③民間委託実施機関による保健指導の実施 ④集団健診当日に腹囲や血圧等の結果から対象者を抽出し、保健指導を実施</p>	<p>★特定保健指導利用率:19.5%(令和元年度20.1%) ★特定保健指導実施率:17.4%(令和元年度25.8%) ★特定保健指導対象者の減少率12.0%(令和元年度15.1%) ★メタボリックシンドローム該当者の減少率:14.2%(令和元年度17.7%) ・コロナ禍にて、イベント型の集団保健指導を中止したことや集団健診実施回数が増え、当日実施保健指導実績が減ったことにより、利用率が低下しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診完全個別化に伴い、特定健診実施医療機関へ特定保健指導の実施及び利用勧奨についても協力連携していきます。 ・就労や生活状況等により継続して保健指導プログラムに参加することが困難である対象者にむけてICT活用型特定保健指導を導入することにより就労している世代へのアプローチをします。 ・利用勧奨通知内容の工夫及び電話勧奨を強化します。
	【2-5-3】 健診異常値放置者 への受診勧奨	<p>【数値目標】★対象者の医療機関受診率:15%</p> <p>【実施内容】 ①特定健診及びレセプトデータ等から対象者を抽出し受診勧奨文書を送付 ②対象者に血液検査等の教室を案内し、保健師が対面で受診の重要性について保健指導を実施及びリーフレット(生活習慣の改善)にて通知 ③受診勧奨後の受診の有無をレセプトデータにより確認</p>	<p>★対象者の医療機関受診率:11.9%(令和元年度14.9%) ・受診勧奨通知をタイムリーに実施したものの、受診率は低下しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受診の必要性を認識してもらえるよう、受診勧奨通知内容の工夫やタイムリーな通知・電話勧奨を引き続き実施します。 ・健診完全個別化にて、医療機関から受診勧奨を協力連携します。
	【2-5-4】 糖尿病性腎症患者 の重症化予防	<p>【数値目標】★指導対象候補者の指導実施率:20% ★指導対象者の生活習慣改善率:70% ★指導対象者の検査値改善率:70%</p> <p>【実施内容】 ①特定健診及びレセプトデータをもとにKDBから対象者を抽出。医療機関ごとに対象者リストを作成し、医療機関訪問にて協力依頼 ②参加申込者に対して、6か月間の保健指導を実施 ③保健指導終了から6か月後に生活習慣の状況や検査結果等の確認</p>	<p>★指導対象候補者の指導実施率:-%(令和元年度12.8%) ・コロナ禍における外出抑制や接触機会の低減策として新たにオンライン面談を利用して事業に取組みました。(1名) ・コロナ禍にて、医療機関訪問実施縮小したことで、指導対象候補者を確定できなかったが、医療機関からの紹介があった方へ支援しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会や薬剤師会と協力連携し、実施率を向上していきます。

取組事項	取組内容		評価		
	数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等		
【2-5 統】 第3期特定健康診 査等実施計画 ・第2期保健事業 実施計画に基づく 取組	【2-5-5】 多受診者への 受診行動適正化指導	【数値目標】 ★指導対象者の指導実施率:20% ★指導を実施した指導対象者の受診行動適正化率:50% 【実施内容】 ①前年度レセプトを基に指導対象候補者の抽出 ②指導対象候補者から指導対象者を選定 ③指導対象者あてに事前通知の発送 ④同意のあった指導対象者あてに訪問指導を実施 ⑤指導前後のレセプト比較による効果測定及び振り返り ⑥第2期保健事業実施計画の中間評価に伴う事業評価	★指導対象者の指導実施率:3.4% (令和元年度実績:12.4%) ★受診行動適正化率:66.7%(3名中2名)(令和元年度実績: 58.3%) ・対象者の中から抽出した指導対象候補者87名に健康啓発リーフ レットを同封した参加申込用紙を送付しましたが、申込みは1名の みでした。 ・申込みが少なかったため、再度参加勧奨を電話で行いましたが、 指導対象候補者が自身の受診・服薬状況を把握していないため申 込みは2名の追加でした。	・訪問指導について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の 観点から電話相談へ変更して実施しました。 ・電話による参加勧奨から申込制に変更しましたが、指導対象 候補者が自身の受診・服薬状況を把握していない可能性がある ため、専門職による参加勧奨が必要です。今後は電話で参 加勧奨を行う方法に戻します。	
	【2-5-6】 ジェネリック医薬品の 普及促進	【数値目標】★普及率:75.1% 【実施内容】 ①保健所との連携によるジェネリック医薬品普及促進案の検討 ②3師会への協力依頼 ③ジェネリック医薬品差額通知の発送 ④保険証発送時にジェネリック医薬品希望シールを同封 ⑤第2期保健事業実施計画の中間評価に伴う事業評価	★普及率:72.7%(令和3年3月調剤分)(令和元年3月実績:71.1%) ・ジェネリック医薬品差額通知を送付する等普及促進に関する情報 発信を行いました。(8月、11月、3月) ・協会けんぽとジェネリック医薬品の普及状況を共有した上で市内 医療機関及び薬局あてにジェネリック医薬品普及促進事業への協 力依頼を連名で実施しました。(8月) (参考)令和2年7月の普及率:71.6%→令和2年8月の普及率: 72.4% ・保険証更新時に希望シールを同封しました。(9月) ・普及率は前年同月比較で1.6ポイント向上していますが、府内の 状況では43市町村中37位でさらに下降しています。	・普及啓発として差額通知や希望シールの配布を引き続き実 施していきます。 ・医療機関や薬局への協力依頼を今後も引き続き実施してい きます。	

3. [資格適用の適正化策]

取組事項	取組内容		評価	
	数値目標・実施内容	取組結果	課題及び今後の方向性等	
【3-1】 年金事務所との連 携策	【数値目標】★加入勧奨通知:200通 ★喪失勧奨通知:200通 【実施内容】年金事務所から提供された厚生年金の第2号被保 険者資格喪失者一覧表及び国民年金の第1号・3号資格喪失者 一覧表を活用し、年金の手続きは行っているが国民健康保険の 資格加入及び喪失の手続きがまだ行われていないと思われる市 民の方を対象に、資格加入・喪失手続きの勧奨通知を送付す る。	★加入勧奨通知:107件 ★喪失勧奨通知:116件 ・日本年金機構情報を活用し、国民健康保険への加入及び離脱の 手続き勧奨を実施しました。 ・発送実績:10月115件、1月108件 ・勧奨が手続きにつながったことで資格の適正化に努めることが できました。	・日本年金機構の情報を活用し、引き続き国民健康保険への 加入及び喪失の手続き勧奨を行います。	
【3-2】 居所不明実態 調査	【数値目標】★不現住調査:100件 【実施内容】保険証、納付書等の返戻状況等をもとに居所不明 被保険者連絡票、調査台帳等を作成し、保険料の納付状況、保 険による受診状況又は給付状況、住民基本台帳、市民課課税 台帳、国民年金被保険者台帳、水道の使用状況、固定資産税 資産台帳等を調査、確認し、不現住者を確定する。市民課職員 と合同で現地調査を行い、不現住と確認できた被保険者を職権 消除する。	★不現住調査:61件 ・居所不明者の実態調査を市民課と共同で実施しました。 ・不現住と確認できた被保険者について職権消除することで資格 の適正化に努めることができました。	・市民課との連携をさらに強化し、居所不明者の住民票の適 正な処理により、保険資格の喪失処理を行います。	

令和3年度(2021年度) (取組内容)～第2期豊中市国民健康保険 広域化への対応実施計画～

資料3

1. [保険料の設定について] 被保険者の保険料負担について激変緩和を講じつつ、府内統一保険料に移行します

取組事項	令和3年度の取組内容
【1-1】 府内統一保険料率への移行	被保険者の負担に激変が生じないよう、府内統一保険料率との差を残りの改定回数(3回)で等分して引き上げることと合わせ、令和3年度から令和4年度の府内統一保険料率への変動分は令和4年度の保険料率に加算して設定することを基本とします。

2. [法定外繰入について] 市独自の減免等の見直しにより法定外の一般会計繰入を解消します

3. [市独自の保険料軽減・減免、一部負担金減免の見直しについて] 丁寧に周知を行いながら、市独自の減免を府内統一基準に合わせます

取組事項	令和3年度の取組内容																														
【2-1】【3-1】 市独自の保険料所得割軽減の廃止	<p>令和6年度の廃止に向け、市独自の保険料所得割軽減の段階的な縮小の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和元年度 (2019年度)</th> <th>令和2年度 (2020年度)</th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> <th>令和6年度 (2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市独自の保険料軽減</td> <td>所得割軽減</td> <td>6割</td> <td>4割</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1割</td> <td>廃止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	市独自の保険料軽減	所得割軽減	6割	4割	3割	2割	1割	廃止		3割	2割	1割	廃止				1割	廃止				
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)																								
市独自の保険料軽減	所得割軽減	6割	4割	3割	2割	1割	廃止																								
		3割	2割	1割	廃止																										
		1割	廃止																												
【2-2】【3-2】 市独自の保険料減免の廃止	<p>令和6年度の府内統一基準実施にむけ、被保険者に及ぼす影響を考慮しながら円滑な移行の手法や時期を検討</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> <th>令和6年度 (2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保険料減免 (市独自)</td> <td>災害・所得減少 拘禁・旧被扶養者</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td>統一基準 で実施</td> </tr> <tr> <td>特別減額 (障害・母子・父子など)</td> <td>3割</td> <td>2割</td> <td>1割</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>その他 (貧困・低所得者など)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td>廃止</td> </tr> </tbody> </table>			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	保険料減免 (市独自)	災害・所得減少 拘禁・旧被扶養者	→			統一基準 で実施	特別減額 (障害・母子・父子など)	3割	2割	1割	廃止	その他 (貧困・低所得者など)	→			廃止								
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)																										
保険料減免 (市独自)	災害・所得減少 拘禁・旧被扶養者	→			統一基準 で実施																										
	特別減額 (障害・母子・父子など)	3割	2割	1割	廃止																										
	その他 (貧困・低所得者など)	→			廃止																										
【2-3】【3-3】 市独自の一部負担金減免の廃止	<p>府と市の運用の差異を確認して実務上の変更点を検討</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和3年度 (2021年度)</th> <th>令和4年度 (2022年度)</th> <th>令和5年度 (2023年度)</th> <th>令和6年度 (2024年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一部負担金減免</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td>統一基準 で実施</td> </tr> </tbody> </table>			令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	一部負担金減免		→			統一基準 で実施																		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)																										
一部負担金減免		→			統一基準 で実施																										

4. [保健事業について] 被保険者の予防・健康づくり、医療費適正化のため、保健事業の取り組みの充実強化を図ります

取組事項	令和3年度の取組内容	
	実施内容・数値目標	スケジュール
第3期特定健康診査等実施計画・第2期保健事業実施計画に基づく取り組み 健診の完全個別化・ICTを利用活用した保健指導の実施		
【4-1】 特定健診の受診率向上のための取組	【数値目標】★特定健診受診率:50% 〈独自指標=令和5年度末〉 ★40歳代の健診受診率:20% ★糖尿病治療中患者の受診率:30% 【実施内容】 ①健診(継続受診)の普及・啓発:受診券の発行・結果報告書に経年データ掲載 ②受診しやすい環境づくり:個別けんしんへの一本化、がん検診無料化による同時受診の促進 ③未受診者への勧奨:対象者への通知による勧奨・医師会・市内医療機関への協力依頼	①②通年 ③10月～12月
【4-2】 特定保健指導の実施率向上のための取組	【数値目標】★特定保健指導実施率:40% ★特定保健指導該当者の減少率:23% 【実施内容】 ①民間委託実施期間による利用勧奨通知及び利用勧奨電話 ②特定保健指導登録医療機関による保健指導の実施 ③民間(対面型)委託実施機関による保健指導の実施 ④民間(ICT型)委託実施機関による保健指導の実施	①②③④通年
【4-3】 健診異常値放置者への受診勧奨	【数値目標】★対象者の医療機関受診率:15% 【実施内容】 ①特定健診及びレセプトデータ等から対象者を抽出し受診勧奨文書を送付 ②受診の重要性についてリーフレット(生活習慣の改善)にて通知し、受診勧奨電話を実施 ③受診勧奨後の受診の有無をレセプトデータにより確認	毎月
【4-4】 糖尿病性腎症患者の重症化予防	【数値目標】★指導対象候補者の指導実施率:20% ★指導対象者の生活習慣改善率:70% ★指導対象者の検査値改善率:70% 【実施内容】 ①特定健診及びレセプトデータをもとにKDBから対象者を抽出 医療機関ごとに対象者リストを作成し、医療機関訪問にて協力依頼 ②参加申込者に対して、6か月間の保健指導を実施 ③保健指導終了から6か月後に生活習慣の状況や検査結果等の確認	①7月 ②通年 ③通年

取組事項	令和3年度の取組内容	
	実施内容	スケジュール
第3期特定健康診査等実施計画・第2期保健事業実施計画に基づく取り組み 健診の完全個別化・ICTを利用活用した保健指導の実施 (続き)		
【4-5】 多受診者への受診行動適正化指導	【数値目標】 ★指導対象者の指導実施率:20% ★指導を実施した指導対象者の受診行動適正化率:50% 【実施内容】 ①受診行動適正化指導の実施 ・重複受診、頻回受診、重複服薬者を前年度レセプトを基に抽出 ・委託で訪問指導及び電話指導を実施 ・指導前後のレセプト比較による効果測定及び振り返りを翌年度に実施 ②第2期保健事業実施計画の中間評価に伴う事業評価	①7月～翌年7月 ②5月～2月
【4-6】 ジェネリック医薬品の普及促進	【数値目標】 ★普及率:76.7% 【実施内容】 ①保健所と連携した普及促進案の検討 ②協会けんぽと連携した3師会への協力依頼 ③ジェネリック医薬品差額通知の発送 ④保険証更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封	①通年 ②8月上旬 ③8月、11月、3月 ④9月
個人インセンティブを活用した健康マイレージ「アスマイル」の市独自オプションの実施		
【4-7】 健康マイレージ事業「アスマイル」を活用した保健事業の実施	【数値目標】 ★参加者数:13,500人 うち国保:4,500人 【実施内容】 ①特定健診受診券・保険証発送時等のPRチラシの同封による参加勧奨 ②市独自オプションの実施(血圧ポイント・30-50歳代の健診受診) ③歩数計助成	①通年(保険証発送9月・特定健診受診券発送3月) ②③4月-2月
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施		
【4-8】 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施等に係る取組	【実施内容】 ①事業の企画・調整、地域の健康課題の分析、関係団体等との連絡調整 ②ハイリスクアプローチ(歯や口の健康づくり教室) ③ポピュレーションアプローチ(通いの場における運動指導や健康教育)	①通年 ②9月～1月 ③7月～3月

5. [国保の安定運営のための取り組みについて] 保険料徴収及び保険給付の適正な実施、事務の標準化・効率化に取り組みます

取組事項	令和3年度の取組内容	
	実施内容	スケジュール
保険料徴収の適正な実施		
<p>【5-1】 収納率の向上 累積滞納額の削減</p>	<p>【数値目標】 ★現年度分収納率:93.00% ※翌年5月末まで ★滞納繰越分収納率:21.00% ★累積滞納額:15億円</p> <p>①コールセンターの活用 ・現年度分の初期滞納者中心に、委託事業者による納付案内の架電を実施 ・初期滞納者への納付勧奨時に、口座振替の勧奨チラシを同封</p> <p>②納付督促の推進 ・滞納整理システムを活用した納付や相談を促す一斉催告書の送付 ・開庁時間中に来庁できない者に対する休日や夜間の特別電話相談の実施</p> <p>③滞納整理の推進 ・滞納額減少に至らない者に対する財産調査結果に応じた差押の実施</p>	<p>①通年 ②納付催告:年10回 電話相談:休日年5回・夜間年5回 ③通年</p>
<p>【5-2】 保険料納付の利便性の向上</p>	<p>【数値目標】★口座振替加入率:31% 【実施内容】</p> <p>①口座振替の勧奨 ・口座振替勧奨文を送付 ・口座振替停止通知を送付 ・初期滞納者への納付勧奨時に、口座振替の勧奨チラシを同封 ・マルチペイメントネットワークを活用した新規加入者等への勧奨として加入届時に、市役所の窓口で、キャッシュカードを使用し、口座振替の手続きが出来ることを説明し、登録を勧奨する。 ・新規申込キャンペーンとしてキャンペーン期間中に新規で振替口座を登録された対象者に対し、豊中市指定ごみ袋の進呈を行う(先着1,200件)。</p> <p>②納付方法の多様化 ・Paypayを使つての納付開始</p>	<p>① ・口座振替勧奨分の送付:9月 ・口座振替停止通知を送付:3月 ・納付勧奨時の口座振替勧奨 チラシの同封:通年 ・マルチペイメントネットワークを活用 した新規加入者等への勧奨:通年 ・新規申込キャンペーンの実施: 3月～翌5月 ②6月</p>

取組事項	令和3年度の取組内容	
	数値目標・実施内容	スケジュール
保険給付の適正な実施		
【5-3】 レセプト点検の実施	<p>【実施内容】</p> <p>①レセプトの内容点検を国保連合会への委託に切替。 ②国保連合会へ委託している医療、介護レセプトの突合による点検結果の確認。 ③頻回受診が疑われる柔整、あんま・マッサージ受診者への文書照会の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会の候補一覧を参考に頻回受診が疑われる対象者を抽出。 ・被保険者あて照会文書を発送し、申請書の内容と施術内容を確認。 ・回答内容を確認の上、疑義があるものについては被保険者や施術所に電話確認。 	<p>①4月 ②③毎月</p>
【5-4】 第三者求償に係る取組	<p>【実施内容】</p> <p>第三者行為レセプト情報などを活用した対象者の発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検、国保連合会提供の候補者リスト、消防局提供の救急搬送者リストより、照会対象者を抽出、照会発送。 ・照会未回答者に対し電話による詳細確認、第三者対象者には届出を依頼。 	<p>毎月</p>
【5-5】 不当利得に対する取組	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失後保険証を使用して受診した被保険者に対し、保険証返却依頼文を発送。 ・資格喪失後受診のうち、生活保護受給開始によるものについて、福祉事務所と連携して医療機関との調整を実施。 ・督促納期限後未納者に対しコールセンターを利用して返還請求の電話連絡及び保険者間調整を案内。 ・返還額が高額な者及び協会けんぽ加入者に対して、返還請求時に保険者間調整を案内。 	<p>毎月</p>

取組事項	令和3年度の取組内容	
	実施内容・数値目標	スケジュール
事務の標準化・効率化など		
【5-6】 オンライン資格確認等システムの活用	【実施内容】 ①マイナンバーカードの保険証利用 ・マイナンバーカードが保険証として利用できることや利用申込みについてなどが記載されているリーフレットを被保険者証更新時に発送。 ②オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等の情報の閲覧の開始 ③限度額適用認定証情報等の連携の開始	①9月 ②10月 ③10月
【5-7】 システムの標準化	【実施内容】 デジタル庁が策定する基本的な方針の下で関係府省において作成される標準仕様書の情報を収集	通年
【5-8】 デジタルガバメントの推進	【実施内容】 ①情報発信のデジタル化 ・WEBコンテンツ(動画、画像等)を活用した事業展開 ②市民の利便性拡充に向けたデジタル化 ・保健指導や納付相談などの相談業務におけるオンライン面談等の実施 ・保険料納付におけるスマートフォン等による電子決済の拡充 ・電子申請の推進 ③内部業務のデジタル化 ・保険料口座振替登録におけるAI-OCRやRPAの活用を検討 ・各種会議のリモート実施	①②③通年
【5-9】 資格・適用の適正化	【実施内容】 国の保険者努力支援制度における評価項目に対応した事業の実施 ①国民年金被保険者情報を活用した適用の適正化 ・国の保険者努力支援制度における評価の日本年金機構への利用申込により提供された年金事務所から提供された厚生年金の第2号被保険者資格喪失者一覧表及び国民年金の第1号・3号資格喪失者一覧表を活用し、年金の手続きは行っているが国民健康保険の資格加入及び喪失の手続きがまだ行われていないと思われる市民の方を対象に、資格加入・喪失手続きの勧奨通知を送付する。 ②居所不明実態調査 ・保険証、納付書等の返戻状況等をもとに居所不明被保険者連絡票、調査台帳等を作成 ・保険料の納付状況、保険による受診状況又は給付状況、住民基本台帳、市民税課税台帳、国民年金被保険者台帳、水道の使用状況、固定資産税資産台帳等を調査、確認し、不現住者を確定 ・市民課職員と合同で現地調査を行い、不現住と確認できた被保険者を職権削除する。	① 12月発送予定:100件 2月発送予定:100件 ② 10月実施予定:50件 12月実施予定:50件

第3期「特定健康診査等実施計画」及び 第2期「保健事業実施計画（データヘルス計画）」 の中間評価について

豊中市国民健康保険運営協議会
令和3年(2021年)11月24日

第3期豊中市国民健康保険特定健康診査等実施計画の概要

■目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、生活習慣病に着目した特定健康診査（以下「特定健診」という）の実施や、特定健康診査の結果から健康の保持に努める必要がある者に対して実施する特定保健指導の基本的事項について定める。

■実施目標

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	国の目標値 (令和5年度)
特定健康診査受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	60%
特定保健指導実施率	25%	30%	35%	40%	50%	60%	60%

- **独自指標1：40歳代の健診受診率** 令和5年度目標値：20%
これまで受診していない若年の無関心層の割合を減少させ、疾病の早期発見につなげる。
- **独自指標2：糖尿病治療中患者の受診率** 令和5年度目標値：30%
疾病管理の指標となる血糖コントロール状況を明らかにし、重症化予防対策につなげる。

■受診率・実施率向上に向けた取り組み

特定健康診査
(1) 未受診者対策
(2) 受診環境の整備

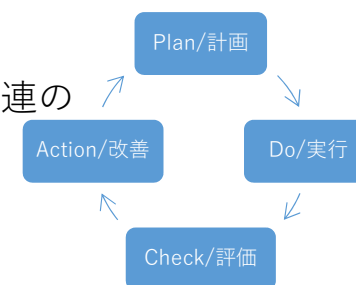
特定保健指導
(1) より一層の普及・啓発
(2) 受講しやすい機会づくり
(3) 未利用勧奨の充実
(4) 特定保健指導対象者以外への取り組み

第2期豊中市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の概要

■目的

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）に基づき、健康・医療情報を活用してPDCAサイクル（※）に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の具体的な重点実施項目や目標を定める。

※Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字を取ったもの。この一連の行動を繰り返す事を「PDCAサイクル」と呼ぶ。改善手法の1つ。



■目標

➤生活習慣・健康状態の把握

生活習慣病は発症及び重症化の予防対策が可能であり、特定健康診査等により被保険者の生活習慣や健康状態を把握することが起点となる。

➤生活習慣の改善

生活習慣を改善することで、生活習慣病の発症及び重症化を予防することが可能。このため、生活習慣の改善が必要な対象者に対する特定保健指導の実施率の向上をめざす。

➤医療機関への早期受診・適正受診

必要な医療へ早期につなぎ、疾病の重症化の予防及び医療費の適正化をめざす。また、適切な医療のかかり方について、情報発信や指導を実施するなどの取組みにより医療費適正化をめざす。

■ 第3期特定健診等実施計画で実施する事業

■ 第2期データヘルス計画で実施する事業（個別保健事業）

(1) 特定健診・特定保健指導

(2) 健診異常値放置者受診勧奨事業

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

(4) 受診行動適正化指導事業（重複・頻回受診・重複服薬）

(5) ジェネリック医薬品普及促進事業

※ 困み箇所・・・第3期特定健診等実施計画で実施する事業

計画期間と中間評価

平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	計画 策定	第3期特定健診等計画 第2期データヘルス計画						
	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績	令和3年度 実績			
					中間評価	令和4年度 実績	令和5年度 実績	
							評価・ 計画策定	次期 計画

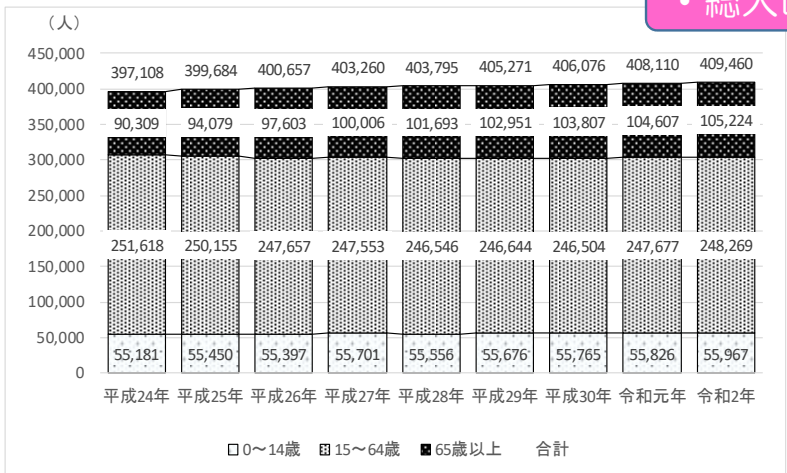
平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）までの6年間の計画期間の途中で進捗確認・中間評価を行うこととされている。

進捗確認及び方向性の確認として、中間評価を令和3年度（2021年度）に実施

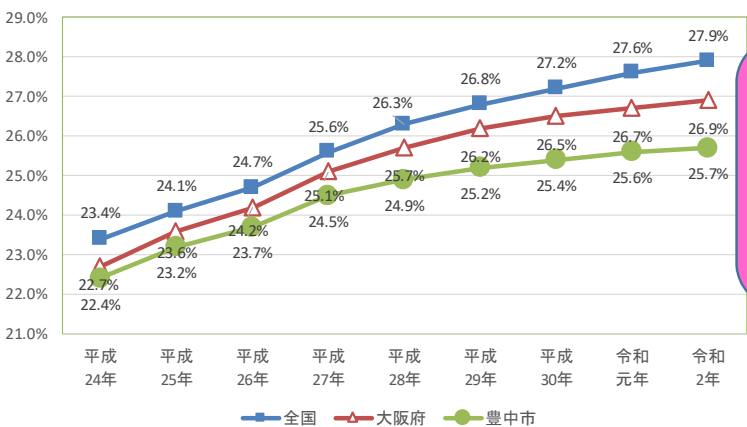
豊中市の現状（人口・高齢化率）

■ 豊中市の人口の推移

・ 総人口は微増



■ 高齢化率 大阪府・全国との比較



・ 高齢化率(※)は、大阪府及び全国を下回る形で推移

※65歳以上人口が総人口に占める割合

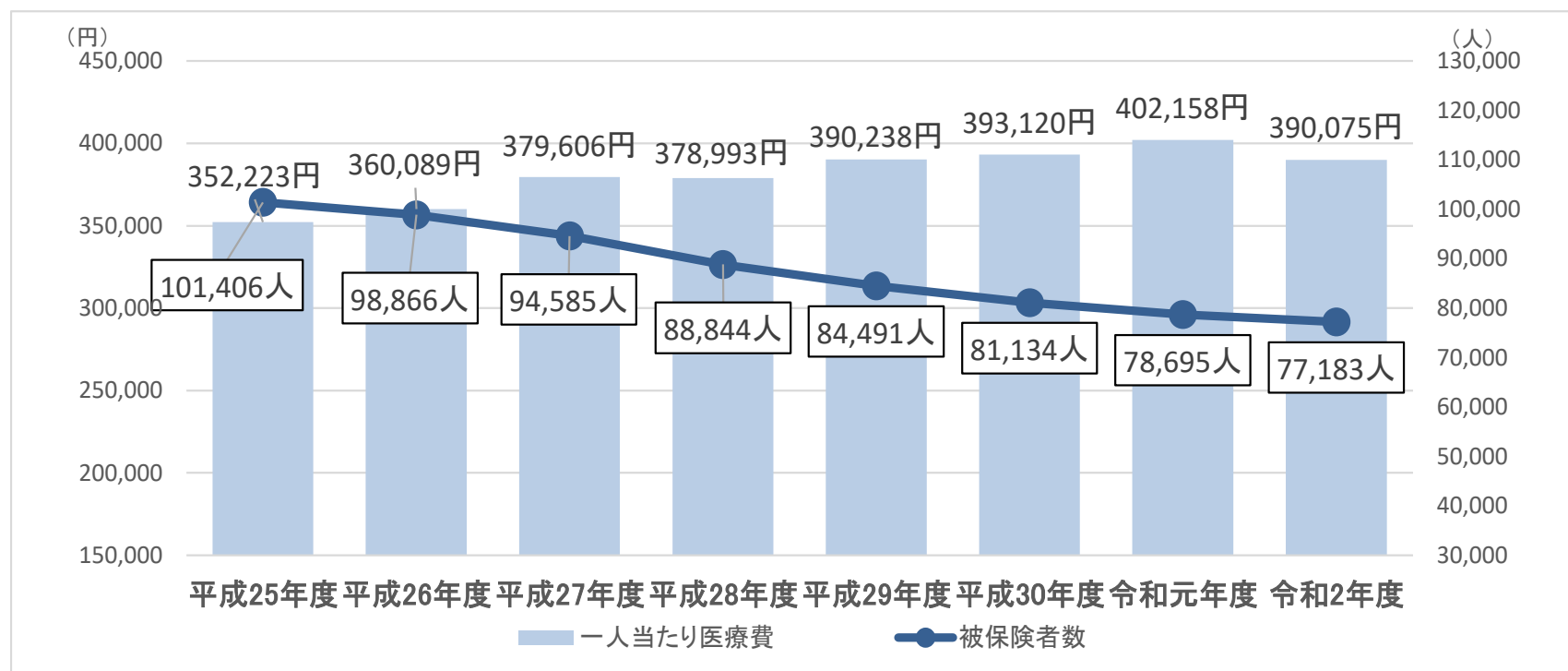
■ 男女年齢階層別被保険者数構成割合ピラミッド(令和2年度(2020年度))



・ 全体の約1/4が70歳以上
・ 全体の2/5が65歳以上の前期高齢者

豊中市の現状（医療費）

■ 一人あたり医療費



- 被保険者は年々減少する一方、一人あたりの医療費は令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により減少に転じています。

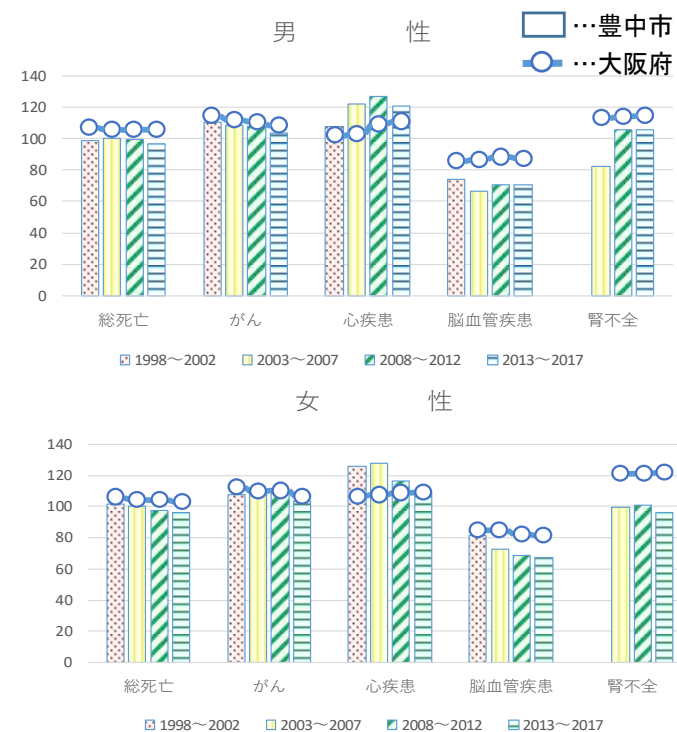
豊中市の現状（死亡の状況）

本市における主な死因は、多いものから順に「悪性新生物（がん）」「心疾患」「脳血管疾患」となり、大阪府及び全国と同じ傾向になっている。年齢を考慮した標準化死亡比で見ると、大阪府及び全国と比べ「心疾患」の割合が高くなっている。死因の6割を生活習慣病が占めている。

■ 主たる死因とその割合

疾病項目	豊中市		大阪府	全国
	令和2年度		令和2年度	
	人数 (人)	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
悪性新生物	1,158	30.1%	29.2%	27.6%
心疾患	647	16.8%	16.1%	15.0%
脳血管疾患	204	5.3%	5.9%	7.5%
腎不全	77	2.0%	2.2%	2.0%
糖尿病	24	0.6%	1.0%	1.0%
高血圧性疾患	53	1.4%	1.1%	0.7%

■ 標準化死亡比の推移



個別保健事業の評価（1）特定健診・特定保健指導

< 特定健診 >

概要

○生活習慣病の発症、重症化という悪循環を断ち切るため、生活習慣病に起因する疾病予防を目的に、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいてメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診を実施

取り組み状況

- 特定健診の無料化（平成30年度）
- 無関心層への働きかけとして、大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業「アスマイル」の特定健診受診ポイント（¥3,000相当）を開始し、受診勧奨時に活用（令和元年10月～）
- 若年層対策として「アスマイル」の独自オプション機能を活用した30歳代-50歳代への健診受診ポイント（¥1,000相当）を開始（令和3年4月～）
- 糖尿病治療中の方に対しての健診受診勧奨を、かかりつけ医へ協力依頼（平成30年度～）

評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
特定健診の受診率	30.2%	23.7%	60%
40歳代の健診受診率	15.8%	12.4%	20%
糖尿病治療中患者の健診受診率	10.6%	10.1%	30%

評価・方向性

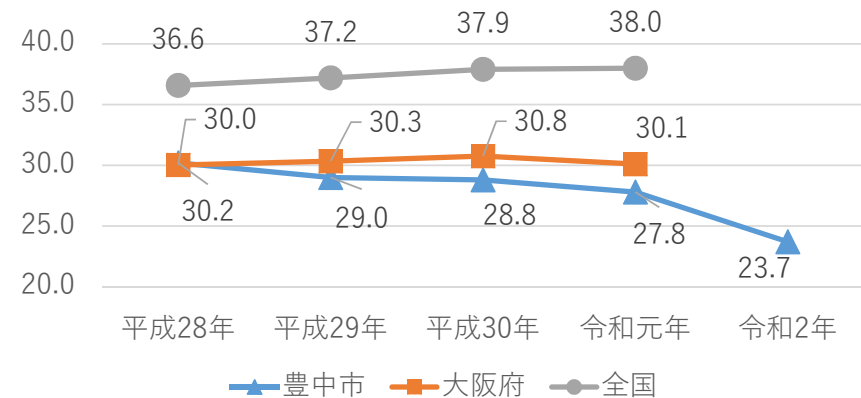
○特定健診を無料化したがる、受診率は微減傾向となっている。40歳代の健診受診率が低いことから、30歳代からの健診の習慣づけを必要とする。

○若年層、無関心層への健診のきっかけづくりとして「アスマイル」を活用し、30歳代-50歳代への健診受診へのインセンティブを強化する。

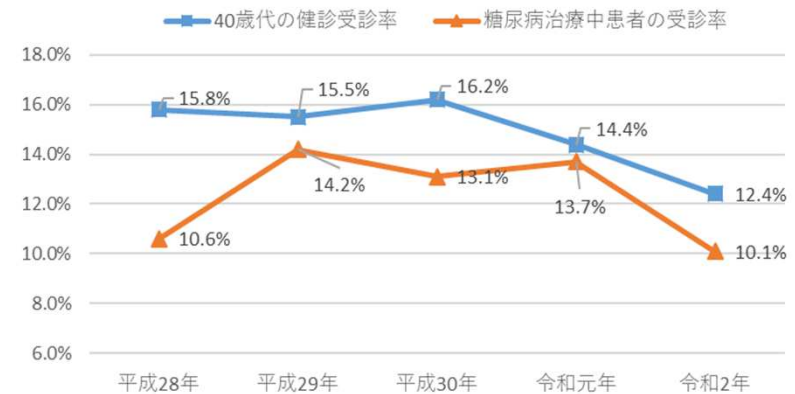
○糖尿病治療中者のかかりつけ医へ健診実施を依頼したことにより、糖尿病治療中患者の受診率は微増傾向にあった。コロナ禍において検診機会の縮小に伴い減少傾向がみられる。

○令和3年度からがん検診を無料化し、特定健診との同時受診をすすめる。

■ 特定健診受診率



■ 40歳代・糖尿病治療中患者の受診率（独自指標）



<特定保健指導>

概要

○特定保健指導によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病の発症のリスクを軽減する

取り組み状況

○実施機関拡充

- ・健診実施医療機関で実施（平成29年度～）
- ・利便性のある市内立地施設で実施（平成29年度～）

○利用勧奨

- ・初回面接を集団健診当日に実施（平成29年度～）
- ・利用勧奨通知の工夫・利用勧奨電話を実施
- ・内臓脂肪測定会や運動教室等イベント型集団指導を実施

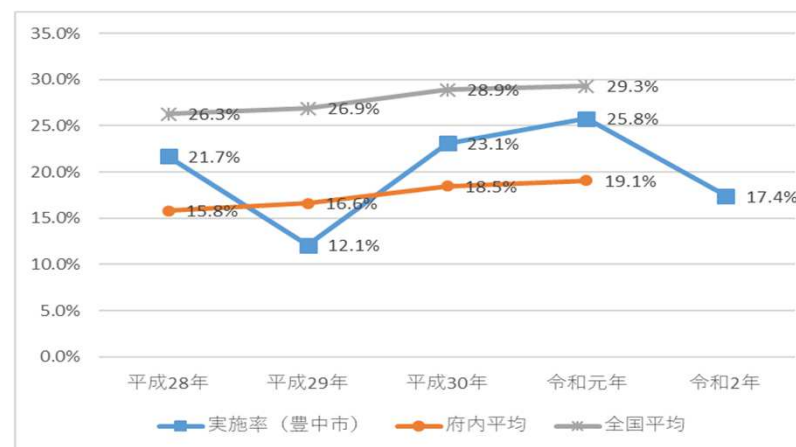
評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度末)
特定保健指導実施率	21.7%	17.4%	60%
特定保健指導対象者の減少率（平成20年度比）	15.6%	12.0%	25%
メタボリックシンドローム該当者の減少率	18.8%	14.2%	25%

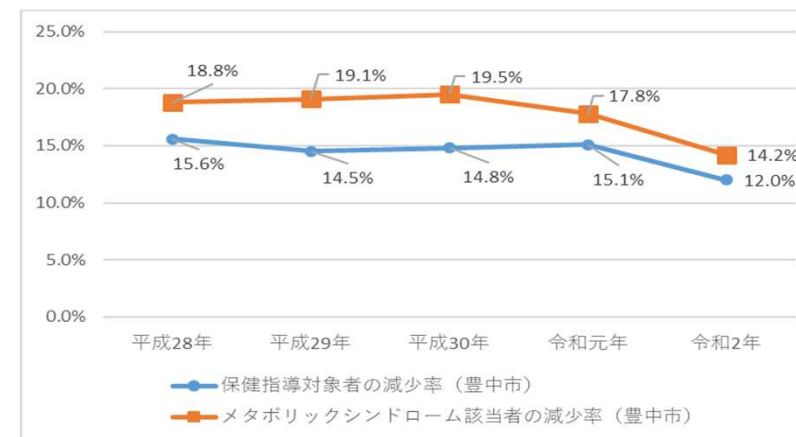
評価・方向性

- 実施機関拡充及び利用勧奨により、実施率は増加していたが、令和2年度はコロナ禍により集団健診縮小等で実施機会が減ったことで、実施率は低下している。
- 実施率向上に向け、健診実施医療機関での特定保健指導の実施協力を引き続き依頼する。
令和3年度から若年層の利用促進を目的にICT型遠隔面接を実施する。
- 特定保健指導該当者及びメタボリックシンドローム該当者の減少率も縮小している。特定保健指導実施率の向上に合わせて、若年層に対する肥満・メタボ対策が必要である。

■特定保健指導実施率の推移



■特定保健指導対象者減少率とメタボリックシンドローム該当者減少率の推移



個別保健事業の評価（２）健診異常値放置者受診勧奨事業

概要

○特定健康診査の結果、有所見者（異常値者）となり、医療機関の受診が必要となったにも関わらず、未治療の人に対し、医療機関への受診を勧める

取り組み状況

- 特定健診受診後、速やかに勧奨（通知や電話）するように年1回から毎月へ変更（平成30年度～）
- 受診の必要性を認識する機会として、血圧測定や血液検査を実施（平成30年度～）

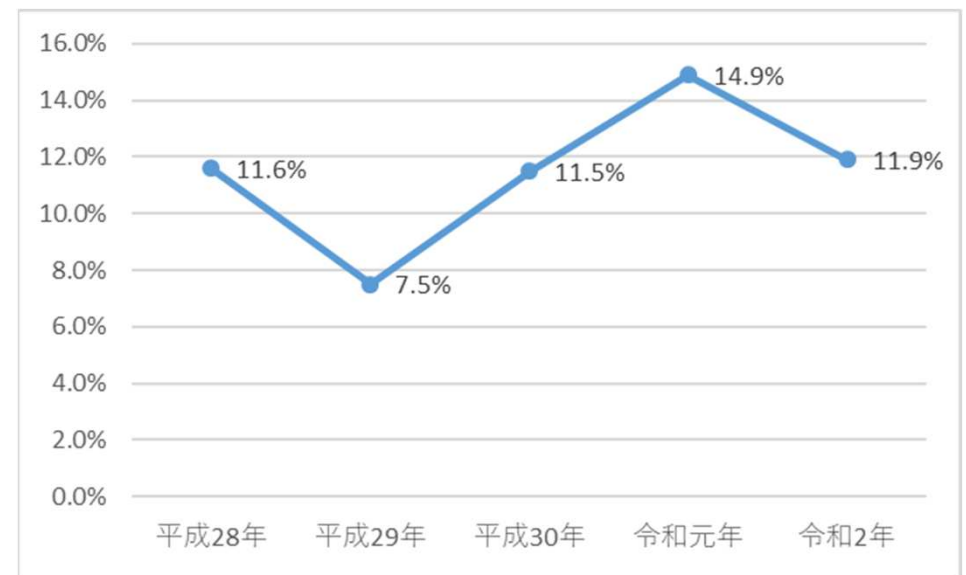
評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 令和2年度	目標値 令和5年度
対象者の医療機関受診率	11.6%	11.9%	15.0%

評価・方向性

- 健診受診後の速やかな勧奨により医療機関への受診に繋がった。令和2年度の受診率低下はコロナ禍による受診控えも考えられる。
- 健診実施医療機関で健診結果の説明と同時に、受診勧奨を行うことで早期治療につなぐ等、医療機関との連携体制を構築する。
- 生活習慣病のリスクが高い状態であることを認識してもらい、適切な医療受診に導く支援が必要である。受診の必要性を認識できるようリーフレットの工夫や民間活力を導入し、専門職による受診勧奨を実施する。

■対象者医療機関受診率の推移



個別保健事業の評価（3）糖尿病性腎症重症化予防事業

概要

○糖尿病性腎症を有する人に対して、専門職による指導を行うことにより、腎不全（人工透析）とならないよう病期の進行を抑制する

取り組み状況

- 健診受診者のうち、抽出基準に該当する治療中患者を候補者として選定。
主治医から事業説明の上、本人の同意があった者を対象者とする。
- 医師の指示書に基づく6か月間の保健指導プログラム（面接・電話等）を保健師・管理栄養士により実施。
- 指導期間中は、医療機関への同行受診、かかりつけ薬剤師の服薬指導、歯科健診受診勧奨など、関係機関の連携によるアプローチを実施。プログラム終了後も継続支援を実施。

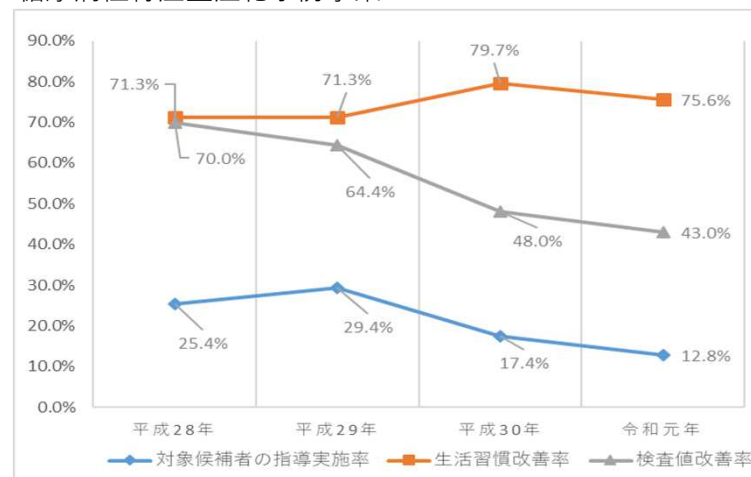
評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 (令和元年度) <small>*令和2年度コロナ禍にて評価時期延期のため</small>	目標値 (令和5年度末)
指導対象候補者の指導実施率	25.4%	12.8%	20%
指導対象者の生活習慣(自己管理・QOL)改善率	71.3%	75.6%	70%
指導対象者の検査値改善率 (血圧・クレアチニン・eGFR・HbA1c・血糖)	70.0%	43.0%	70%
生活習慣病起因の新規透析導入者の推移	37人	46人	減少

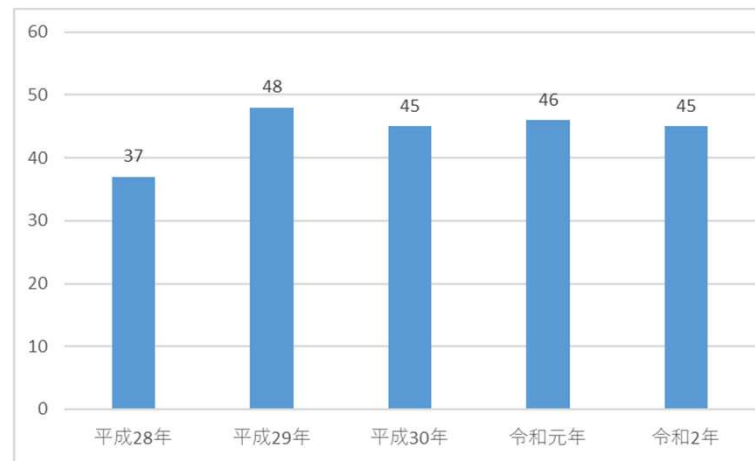
評価・方向性

- 目標とする参加者数を確保できなかったが、主治医によるプログラム目的等の説明が候補者の行動変容・重症化予防に有効であるため今後も継続する。さらに、民間活力を導入し、専門職による参加勧奨を実施する。
- 指導前後で7割以上の方が生活習慣を改善できた。プログラム終了後も継続支援が受けられるよう、主治医だけでなく薬局や歯科医院など地域の関係機関とも連携を進める。
- 生活習慣病起因の新規透析導入者の低減のため、保健指導プログラム以外にも治療中断者への介入が必要である。把握が難しい健診未受診者に対し医療機関との連携による介入について検討する。

■糖尿病性腎症重症化予防事業



■生活習慣病起因の新規透析導入者の推移



個別保健事業の評価（４）受診行動適正化指導事業

概要

○重複受診、頻回受診、重複服薬の多受診を対象者に正しい受診行動に導く指導を行うことにより、病状の悪化などの健康状態への悪影響を取り除き、医療費の適正化につなげる

重複受診者 1か月間に同系の疾病を理由に3医療機関以上受診している人

頻回受診者 1か月間に12回以上受診している人

重複服薬者 1か月間に同系の医薬品が複数の医療機関で処方されその日数合計が60日を超える人

取り組み状況

○重複受診、重複服薬に加えて頻回受診者を指導対象候補者に追加（平成30年度）

○頻回受診者条件を見直し（令和元年度）

○電話による参加勧奨を郵送や電話を利用した本人からの申込制に変更

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために訪問指導を電話指導で実施（令和2年度）

評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
指導対象候補者の指導実施率	20.3%	3.4%	20%以上
指導対象者の受診行動適正化率 ※	76.9%	66.7%	50%以上

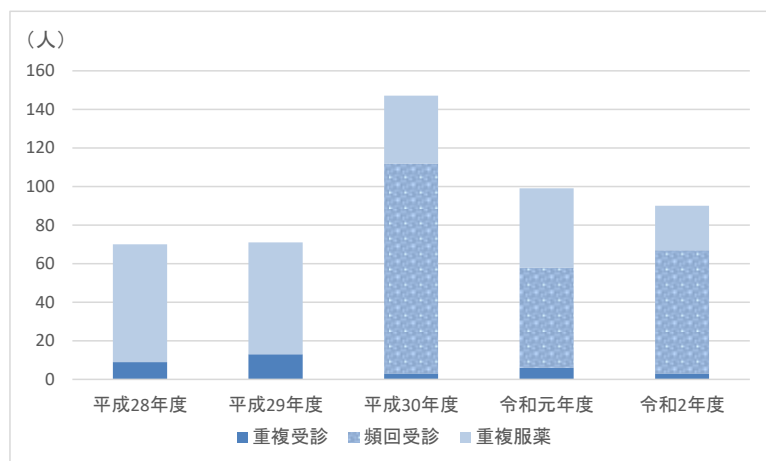
※ 受診行動適正化指導の指導前と指導後でひと月あたりの医療費を比較し、受診行動が適正化された人数の割合。

評価・方向性

- 指導対象候補者に対する参加勧奨を電話で実施しているが、令和元年度は特殊詐欺を警戒する状況下で実施率が低くなった。このことより、令和2年度は郵送や電話での申込制に変更した。しかし、本人が多受診の状況を認識していないことが多く、指導実施率がさらに低下したため、今後は電話での参加勧奨に戻す。
- 対象者の抽出後に状況が改善している場合があるため、直近の状況まで確認する。
- 重複・頻回受診者、重複服薬者以外にも多剤服薬者が一定数存在している。ポリファーマシー(※)対策として、かかりつけ医やかかりつけ薬局への相談を促す多剤通知事業の実施を検討。

※多くの薬を服用することにより薬物有害事象等の問題につながる状態

■指導対象候補者数



■指導実施率・受診行動適正化率

	指導実施率	受診行動適正化率
平成28年度	20.3% (13人)	76.9% (10人)
平成29年度	31.8% (21人)	90.5% (19人)
平成30年度	20.8% (30人)	50.0% (15人)
令和元年度	12.4% (12人)	58.3% (7人)
令和2年度	3.4% (3人)	66.7% (2人)

個別保健事業の評価（５）ジェネリック医薬品普及促進事業

概要

○広報等での啓発やジェネリック医薬品希望シールの配布に加え、ジェネリック医薬品差額通知を送付することにより、ジェネリック医薬品の普及率向上を図る

ジェネリック差額通知条件（令和3年度5月調剤令和3年8月発送分）

対象年齢	医薬品（15項目指定）	投与期間	通知対象差額	自己負担軽減額の算出方法	公費レセプト	通知除外者	
設定なし	114解熱鎮痛消炎剤 132耳鼻科用剤 22呼吸器官用薬 259その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬 264鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤 333血液凝固阻止剤 394痛風治療剤 399他に分類されない代謝性医薬品	131眼科用剤 21循環器官用薬 23消化器官用薬 31ビタミン剤 339その他の血液・体液用薬 396糖尿病用剤 44アレルギー用薬	14日以上	1被保険者あたり 500円以上	最も高価な後発医薬品と対比し、最低軽減額	通知対象 ・重度障害者医療 ・ひとり親家庭医療 ・子ども医療	医療費通知除外者 D V支援・措置対象者

取り組み状況

○ジェネリック医薬品差額通知の送付を年2回から3回に変更（平成30年度）

○協会けんぽと連携してジェネリック医薬品普及促進事業の協力依頼を市内医療機関及び薬局に発送（令和2年度～）

評価項目及び目標

評価項目	平成28年度	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和5年度)
ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)	62.4%	72.7%	80%

評価・方向性

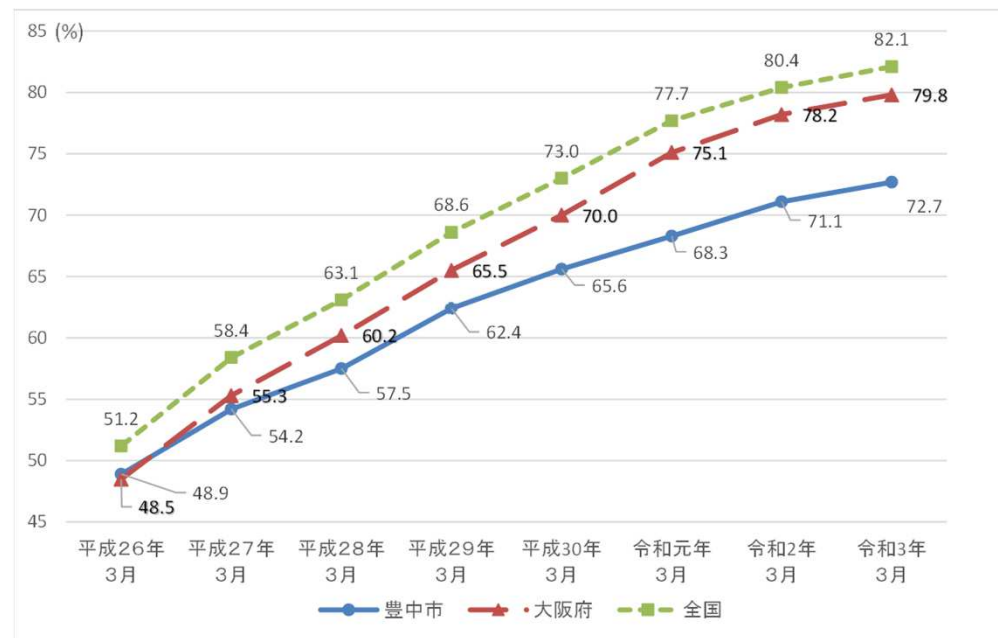
○国や府に比べて普及率は低迷しており、年々差が広がっている。

○平成30年11月に実施したアンケートによると「ジェネリック医薬品を使いたいと思った理由」として「医療機関や薬局ですすすめられたから」という回答が多かった。

このことから、市内医療機関及び薬局あての協力依頼を引き続き実施する。

○普及率をさらに上昇させるため、差額通知の抽出条件を検討する。

■ジェネリック医薬品普及率（数量）経年変化



今後のスケジュールと進行管理等

■今後のスケジュール

令和3年	11月	国民健康保険運営協議会(第1回)
令和4年	1月	国民健康保険運営協議会(第2回) 素案の提示
	2~3月	決定・公表
	3~4月	中間評価の概要を関係機関へ配布

■進行管理等

- ・実施事業における目的目標の達成状況について評価を行うこととし、達成状況により次年度実施計画の見直しを行います。
- ・計画の評価及び進行管理にあたっては「豊中市国民健康保険運営協議会」等に報告し、意見を踏まえ事業に反映していきます。

豊中市国民健康保険条例の改正について

1. 趣旨

国民健康保険法等の改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険料の被保険者均等割軽減額の減額措置の導入その他所要の規定を改正する。

2. 概要

①子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割保険料を軽減する。

対象は、全世帯の未就学児とし、当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減する（財源：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

施行時期：令和4年4月

②産科医療補償制度の見直しに伴い、出産育児一時金の額について改正を行う。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、掛け金が1.6万円から1.2万円に引き下げられることとなったが、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金等の支給総額は42万円を維持するべきとされた。

※産科医療補償制度：分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児と家族の経済的負担を補償する制度

（改正前） 出産育児一時金 404,000円。

ただし産科医療補償制度加入の場合 16,000円を加算する。

（改正後） 出産育児一時金 408,000円。

ただし産科医療補償制度加入の場合 12,000円を加算する。

施行時期：令和4年1月

令和3年度(2021年度)豊中市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年(2021年)9月28日

被保険者代表	おくだ ゆきこ 奥田 幸子	市民公募
	つじ よしろう 辻 由郎	豊中地区保護司会会長
	はんだ ますひろ 半田 益宏	豊中市農業委員
	みやの こうじ 宮野 好司	市民公募
保険医又は保険薬剤師代表	あしだ やすひろ 芦田 康宏	豊中市薬剤師会会長
	いいお まさひこ 飯尾 雅彦	豊中市医師会会長
	ちさき たかふみ 地寄 剛史	豊中市医師会監事
	こんどう あつし 近藤 篤	豊中市歯科医師会会長
公益代表	かくた あきよし 角田 明義	社会医療法人協和会加納総合病院顧問
	いまい まこと 今井 誠	豊中市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	ないとう よしひこ 内藤 義彦	武庫川女子大学教授
	やまい まりこ 山井 真理子	豊中市民生・児童委員協議会連合会理事
被用者保険者代表等	おおにし ふくたろう 大西 福太郎	全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ長補佐 (全国健康保険協会管掌健康保険関係)
	てらしま たかお 寺嶋 隆男	大阪府建築健康保険組合常務理事 (組合管掌健康保険関係)

(各代表毎50音順、敬称略)